

「岩倉一期一会荘」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(愛知県指定 第2374700082号)

当事業所はご利用者に対して指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

＊ ＊ 目 次 ＊ ＊

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 職員の配置状況
4. 第三者評価の実施状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 所得に応じた費用負担の軽減制度について
7. 個人情報保護について
8. 危急時の対応について
9. 苦情の受付について

「岩倉一期一会荘」重要事項説明書

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 一期一会福祉会
(2) 法人所在地 愛知県岩倉市北島町二本木7番地
(3) 電話番号 0587-66-2110
(4) FAX番号 0587-66-2800
(5) ホームページ <https://www.ichigoichie.or.jp/>
(6) 代表者氏名 理事長 臼井 和香奈
(7) 設立年月日 昭和61年1月8日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成12年2月29日指定
愛知県2374700082号
※当事業所は特別養護老人ホーム岩倉一期一会荘に併設されています。
- (2) 事業所の目的 指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）は、介護保険法令に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 岩倉一期一会荘
- (4) 施設の所在地 愛知県岩倉市北島町二本木7番地
- (5) 電話番号 0587-66-2110
- (6) FAX番号 0587-66-2800
- (7) 管理者職氏名 荘長 萩岡 大輝
- (8) 当事業所の運営方針 ご利用者の人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、ご利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に入所生活介護計画を作成することにより、ご利用者が必要とする適切なサービスを提供します。
- (9) 開設年月日 平成6年6月1日
- (10) 営業日
- | | |
|------|--------------|
| 営業日 | 年中無休 |
| 受付時間 | 平日8:30～17:30 |
- (11) 利用定員 20人

(12) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。個室や2人部屋の居室の利用をご希望される場合にはその旨をお申し出ください（ただし、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります）。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	28室	滞在費等多床室扱いの個室
2人部屋（準個室）	18室	プライバシー重視をした居室
2人部屋	2室	
4人部屋	8室	プライバシー重視をした居室
合計	56室	
食堂	2室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 平行棒・歩行訓練用階段等
一般浴室	2室	
特殊浴室	1室	椅子式浴槽・寝台式浴槽
医務室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です（上記は介護老人福祉施設の居室・設備を含みます）。

☆居室の変更：ご利用者又は身元引受人（家族代表）（以下、「身元引受人等」という）から居室の変更希望の申し出があった場合は、必要性や居室の空き状況により当荘でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	配置数	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	31名以上	31名以上
3. 生活相談員	1名以上	1名以上
4. 看護職員	3名以上	3名以上
5. 機能訓練指導員	1名以上	1名以上
6. 介護支援専門員	1名以上	1名以上
7. 医師（嘱託医）	1名以上	必要数
8. 栄養士または管理栄養士	1名以上	1名以上

※指定基準：介護老人福祉施設、短期入所生活介護を合わせた利用定員100名（満床時）に対しての必要配置人数です。

※上記は、指定介護老人福祉施設を含む職員数です。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制		
1. 嘱託医師	内科：	14：00～ 16：00	（毎週木曜日）
	精神内科：	13：30～ 15：30	（月2回）
2. 介護職員	基本的な時間帯における標準配置人員		
	早出①：	7：00～ 16：00	4名
	早出②：	8：00～ 17：00	2名
	昼出①：	12：00～ 21：00	4名
	昼出②：	13：00～ 22：00	2名
	夜勤①：	21：00～翌 7：00	2名
	夜勤②：	22：00～翌 8：00	2名
3. 看護職員	基本的な時間帯における標準配置人員		
	日勤：	8：30～ 17：30	2名

4. 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施の有無 無

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金のうち、介護保険負担割合証による負担割合で計算した自己負担額でサービスが受けられます。

〈サービスの概要〉

① 送迎

- ・ご利用者の身体等の状況に応じて、車いすでの乗降が可能な福祉車両等で送迎を行います。
※通常の送迎の実施地域は岩倉市、一宮市千秋町・丹陽町（重吉・三ツ井・伝法寺・五日市場・九日市場・外崎）・北小渕・南小渕・平安・平島・三ツ井・伝法寺、小牧市藤島・藤島町梵天・小木三丁目・小木四丁目・小木五丁目・小木南三丁目、北名古屋市鍛冶ヶ一色・鍛冶ヶ一色西・鍛冶ヶ一色東・徳重・熊之庄です。

② 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための援助を行います。

⑤ 健康管理

- ・ご利用者または身元引受人等は、体調の変化があった際には事業所にご一報ください。
- ・ご利用中の医療機関の受診は、基本的に身元引受人等にご対応いただきます。
- ・ご利用者の健康管理を行う上で初回利用時、術後、退院後、または事業所が必要だと認めた際に健康診断書の提出をお願いする場合があります。有効期間は3ヶ月とし、費用はご利用者負担となります。

※感染症に罹患されている可能性がある場合、もしくは罹患されていて感染症の状態を確認する必要がある場合、医療機関等で必要な検査を受けていただくことがあります。

⑥ その他、自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容・洗面、口腔ケアを援助します。

〈サービス利用料金(1日あたり)〉

ご利用者の要介護度に応じた単位数（下記単位表）と各種加算の単位数の合計単位数に、1単位10.33円（地域区分：6級地）を乗じた金額が利用料金となり、それに介護保険負担割合証による負担割合（1割、2割または3割）を乗じた自己負担額をお支払いいただきます。

ご利用者の要介護度と介護サービス費（単位）						
要支援1	要支援2	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
451	561	603	672	745	815	884

※介護保険からの給付額に変更があった場合、ご利用者の負担額も合わせて変更します。

各種加算（条件を満たした場合、加算されます）

【要支援・要介護共通】

- ・機能訓練指導体制加算（12単位／日）
- ・サービス提供体制強化加算Ⅰ（22単位／日）、またはⅡ（18単位／日）、またはⅢ（6単位／日）
- ・生産性向上推進体制加算Ⅰ（100単位／月）もしくはⅡ（10単位／月）
- ・介護職員等処遇改善加算Ⅰ（算定した単位数の1,000分の140に相当する単位数）、またはⅡ（算定した単位数の1,000分の136に相当する単位数）

【要介護のみ】

- ・夜勤職員配置加算Ⅰ（13単位／日）
- ・看護体制加算Ⅰ（4単位／日）、Ⅱ（8単位／日）
- ・緊急短期入所受入加算（90単位／日）

※上記金額以外に当事業所による送迎時には184単位（片道）が加算されます。

※連続して30日を越えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合、所定単位数から一日につき30単位が減算されます。

※ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い：手続きはお住まいの市町村で行います）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

（２） 介護保険の給付対象とならないサービス

①食費

- ・当事業所では、管理栄養士が立てる献立により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を日常の生活時間に配慮し、提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事を召し上がっていただくことを原則としていますが、必要に応じて居室など場所を選択していただくことが可能です。
- ・入退所日は提供分のみの費用負担となります。

料金：朝食４２０円　　昼食５５０円　　夕食４７５円　　一日　１，４４５円
おやつ代　１００円

②滞在費・光熱水費

施設の利用に当たって介護保険制度で定められた滞在費・光熱水費の費用です。

料金：一日あたり　　９１５円

③日用品・教養娯楽費

日用品費：シャンプー、リンス、ボディソープ、義歯洗浄剤等

教養娯楽費：レクリエーション、クラブ活動費用等

料金：一日あたり　　１００円

④その他諸費用

日常生活で必要となる諸費用です。ご利用者の希望により、介護保険給付サービス以外に特別なサービス提供を受けた場合は、その実費をご負担いただきます。

※おむつ代は介護保険給付対象となりますので費用負担はありません。

（ご家庭でご使用のおむつ等を施設においても希望される方はご持参ください。）

⑤交通費

通常の送迎の実施地域外にお住まいの方で、当事業所の送迎サービスを利用される場合は送迎加算に加えて下記の交通費を１回ごとに実費でご負担いただきます。

- ・通常の送迎の実施地域を越える地点から、片道おおむね１キロメートル毎に１００円

⑥キャンセル料

サービス利用日の前営業日の１７時３０分までに利用中止の連絡がない場合、またはお迎えに行った際に不在であった場合はキャンセル料として１，０２５円（利用当日の食費相当分）をご負担いただきます。ただし、利用者の容態の急変等、緊急かつやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

※当事業所のサービスにつきましては個人記録がございますので、開示をご希望の際は職員に声をおかけください。また、コピーを希望される場合は１枚につき実費１０円をご負担いただきます。

（３） 利用料金のお支払い方法

前記（１）、（２）の料金・費用は、１か月ごとに計算し、請求書を送付します。ご利用者希望の指定の口座から当月末締め、翌月２６日（金融機関が休日の場合は、翌営業日）に引き落としさせていただきます。

６．所得に応じた費用負担の軽減制度について

○ 特定入所者介護サービス費による食費・居住費の軽減について

食費・居住費の負担が、低所得者の方にとって過重な負担とならないよう所得に応じた低額の負担限度額を設けることにより、低所得者の負担の軽減を図る制度です。

段階の認定は世帯での所得に応じて市町村にて行われます。

段階	本人・世帯（世帯が分離している配偶者を含む）の 収入・所得の状況	自己負担限度額（日額）	
		食費	居住費
第１段階	生活保護受給者・老齢年金受給者等	３００円	０円
第２段階	市町村民税世帯非課税かつ 本人年金収入等８０．９万円以下 預貯金額単身６５０万円、夫婦１，６５０万円	６００円	４３０円
第３段階①	市町村民税世帯非課税かつ 本人年金収入等１２０万円以下 預貯金額単身５５０万円、夫婦１，５５０万円	１，０００円	４３０円
第３段階②	市町村民税世帯非課税かつ 本人年金収入等１２０万円超 預貯金額単身５００万円、夫婦１，５００万円	１，３００円	４３０円
第４段階 (非対象)	世帯に課税の方がみえる もしくは本人が市町村民税課税	１，４４５円	９１５円

○ 一期一会福祉会による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度

この制度は、社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担を軽減する制度です。対象者は市町村への申請に基づき確認が行われます。

一期一会福祉会は、公益的な取り組みを積極的に実施しており、この制度をご利用いただけます。

- ・対象となる費用は介護サービス費・食費・滞在費・光熱水費です。
- ・減額割合は１／４（老齢福祉年金受給者の方は１／２）です。

○ 高額介護サービス費の制度（利用者負担の限度額）

高額介護サービス費は、月々の介護サービスの利用者負担の合計額について、所得に応じ上限額を設定する制度です。

利用者負担段階区分	限度額（月額）
生活保護受給者等	15,000円（世帯）
市町村民税世帯非課税かつ 本人年金収入80.9万円以下	15,000円（個人）
市町村民税非課税世帯	24,600円（世帯）
市町村民税課税世帯 （課税所得380万円未満）	44,400円（世帯）
市町村民税課税世帯 （課税所得380万円以上690万円未満）	93,000円（世帯）
現役並み所得者に相当する方がいる世帯 （課税所得690万円以上）	140,100円（世帯）

- ・対象者は市町村への申請に基づき確認が行われます。
- ・必要書類として、当事業所の領収書が必要となりますので保管してください。

7. 個人情報保護について

『個人情報に関する法律』（平成15年法律57号）及び一期一会福祉会の個人情報保護に関する管理規定に基づくご利用者及び身元引受人等に関する個人情報を、以下の必要最小限の範囲で活用し、また、状況に応じ第三者に情報提供する場合があります。

【ご利用者への介護福祉サービス提供に必要な個人情報】

- ・ご利用者への介護サービスの内容
- ・介護保険等に関する事務
- ・ご利用者のために行う管理運営業務（入退所管理、会計、事故報告、介護、医療サービスなど）
- ・施設のために行う管理営業業務（介護サービス業務の維持、改善の為の基礎資料の作成、学生等の実習への協力、職員の教育のために行う事例研究など）

【ご利用者と身元引受人等の個人情報を第三者へ提供する範囲】

- ・ご利用者が医療機関を利用するにあたり、医師等に提供する介護記録やケアプラン
- ・介護保険等に関する事務（審査支払機関・保険者及び市町村等）に必要な情報
- ・身元引受人等へ心身状態や生活状況の説明のための記録等
- ・他の介護事業者及び医療事業者との連携（サービス担当者会議等）、連絡調整のため必要ながご利用者の介護記録やケアプラン
- ・実習生の研修上必要な最小限の記録等
- ・損害賠償保険等の請求に係る保険会社等への相談または届出に必要な情報
- ・外部監査機関・情報の公表機関から求められる情報

8. 危急時の対応について

当事業所を利用される方々の健康管理並びに怪我等の事故の防止には、平素より細心の注意を払っておりますが、ご高齢であるため、不測の事態が発生しないとも限りません。万が一、容態の急変あるいは怪我等が発生した場合、迅速かつ適切な処置ができるよう、危急時対応マニュアルを作成し、万全の態勢を整えております。

1 危急時の定義

危急時とは、骨折や重度の疾病その他生命の危機が予測されるような場合を指します。
軽度の擦過傷を負った、軽度の風邪症状がみられる等の場合は対象とはなりません。

2 危急時の流れ（詳細はマニュアルにて）

マニュアルの基本的なフロー

責任者：主任看護職員

- (1) 容態急変あるいは事故（骨折等）の発生。



- (2) 身元引受人等と医療機関に連絡。

その間、応急処置を行う。



- (3) 身元引受人等の判断・了解を得る。

身元引受人等に連絡がつかない場合には、医師（嘱託医等）もしくは荘長（あるいはそれに代わる者）の判断による。連絡がつき次第、身元引受人等の了解を得る。



- (4) 医療機関への搬送（容態によっては救急搬送を要請する）。

当事業所の看護職員（場合によっては、生活相談員、もしくは介護職員）が付き添う。
身元引受人等に連絡し、搬送先の医療機関に向かっていただく。



- (5) 搬送先の医療機関で身元引受人等と合流、状況、状態を報告し、対応を引き継ぐ。

身元引受人等の付き添いがなければ、医師の診断及び症状を付き添いの職員が荘長に報告し、荘長（あるいはそれに代わる者）から身元引受人等へ報告する。

9. 苦情の受付について

○当事業所における苦情やご相談は窓口で受け付けます。

また、ご意見箱を1階エレベーターホールに設置しています。

苦情解決責任者 (荘 長) 萩岡 大輝

苦情受付担当者 (主任生活相談員) 長谷川 和之

[受付時間] 月曜日～金曜日 8:30～17:30

○岩倉市長寿介護課 0587-38-5811

○小牧市介護保険課 0568-76-1197

○一宮市介護保険課 0586-28-9018

○北名古屋市長寿福祉課 0568-22-1111

○大口町長寿ふくし課 0587-94-0051

○お住まいの市区町村の介護保険担当課

○愛知県国民健康保険団体連合会介護福祉課

介護サービス苦情相談窓口 052-971-4165

○一期一会福祉会第三者委員

森山 稔 (一期一会福祉会評議員) 0587-37-6909

宮田 浩明 (一期一会福祉会評議員) 0587-37-0693

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

岩倉一期一会荘

説明者職氏名 生活相談員 松浦 雄一 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始及び「6. 個人情報保護について」の記載内容について同意しました。

利用者氏名 _____ 印

署名代行者氏名 _____ 印

身元引受人(家族代表)

氏名 _____ 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状況からみて必要な場合には、医師（嘱託医等）または看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご利用者に提供したサービスについては記録を作成し、サービス完結の日から5年間保管するとともに、ご利用者または代理人の請求に応じて閲覧できるようにいたします。
- ⑤ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご利用者または他のご利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載する等、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ご利用者の人権擁護、虐待防止のため、研修等を通して職員の人権意識や知識の向上に努め、ご利用者の権利擁護に取り組む環境の整備に努めます。ご利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメント防止等のため業務マニュアルを作成し、職員教育を行います。
- ⑦ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合、その他 必要な場合には、速やかに医師（主治医等）またはあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等、必要な処置を講じます。
- ⑧ご利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

2. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスをご利用されているご利用者の快適性、安全性を確保するため、ご利用者、身元引受人等は下記の事項をお守りください。

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚す等した場合には、ご利用者の自己負担により原状に復していただくか、相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような各種ハラスメントに該当する行為、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことを禁止しております。このような行為が認められた場合は、利用中止を含め適切な対処を講じます。
- 事業所内での金銭及び食物のやり取りはご遠慮ください。
- 当事業所の職員に対する贈物や飲食のもてなし等はお断りしております。
- 施設内は全館禁煙となっております。